

取組4 市営住宅の維持保全

指定管理者制度による市営住宅の管理

【指定管理者制度導入による市営住宅の効率的・効果的な管理運営の実施】

吹田市営住宅の指定管理者

| | |
|-------|-------------------------|
| 指定管理者 | 日本管財株式会社 |
| 指定期間 | 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間） |
| 業務内容 | 吹田市営住宅及び共同施設の管理 |

市営住宅の効率的・効果的な管理運営の取組 （指定管理者制度導入によるメリット）

- 窓口の開設時間の延長
導入前 9：00～17：30 ⇒ 導入後 9：00～18：00
- 時間外コールセンターの開設
夜間や休日における水漏れ等緊急時の迅速な対応
- ハートフルサポートの実施
高齢者や障がい者を対象とした、電球交換等軽作業サービスの無償提供

今後の取組

- コインパーキング・カーシェアサービスの導入
既存の空き駐車場の有効活用を図る。

【指定管理者制度とは】

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられた制度。